

# 上尾市立東中学校 部活動に係る活動方針

## ◆活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、心身の健康の増進を図る。
- 集団での活動を通して協調性や礼儀を身につけさせ、豊かな人間形成を図る。

## ◆指導体制の整備について

- 各顧問は、参加大会名や活動時間、休養日等を示した年間・月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。また、作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動を視察し、必要に応じて部活動の意義や運営・指導の在り方等について指導する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- 事故防止に向け施設・設備の点検を徹底するとともに、心肺蘇生法やA E D使用の研修会を実施する。
- 体罰やハラスメントの根絶のため、職員研修を随時実施する。

## ◆具体的な活動の進め方について

- 顧問は、生徒の心身の健康管理及び競技の特性等を踏まえた科学的・効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。そのために、管理職は顧問の研修会や講習会等への積極的な参加を推進する。
- 顧問と生徒との信頼関係の下、お互いに尊重し合いながら活動する。
- 施設・設備の点検を定期的実施し、事故防止の徹底を図る。
- A E Dを4台設置する。〔①保健室 ②第二グラウンド ③体育館 ④職員室〕
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止、更には顧問による体罰やハラスメント根絶のため顧問、担任、養護教諭等による情報交換を密に行う。
- 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

## ◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。  
(原則＝平日1日以上かつ土日いずれか1日以上。※大会1ヶ月前は申出により特例を認める。)
- 祝日、学校閉庁日も原則、休養日とする。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。  
(上記特例を認める大会とは学校長が認めたもので、年3～4回程度とし、年間計画にも必ず記載する。 例：運動部＝学校総合体育大会・新人戦・協会杯・1年生大会等 )